

テーマ 男女の平等と婦人の社会参加をすすめる

はじめに

婦人の地位向上のための特別活動として設けられた婦人週間は、本年第30回を迎え、上記テーマの下に「慣習をみなおし、新しい生活態度をそだてる」を運動の重点として実施します。

この資料は、本年の運動をすすめるに際し参考として作成しました。

I 婦人の概況

表1 女子の人口構成

○ 女子の数は、男子より170万人多い5,682万人（「国勢調査」50年）で、その23%が14才までのこども、9%が65才以上の老人である。65才以上では女子が男子より118万人多い。（表1）

	女		男	
	実数(万人)	構成比(%)	実数(万人)	構成比(%)
総人口	5,682	100.0	5,512	100.0
0～14才	1,328	23.4	1,391	25.2
15～64才	3,850	67.8	3,734	67.7
65才以上	502	8.8	384	7.0
50年国勢調査（総理府）				
平均初婚年令 ¹⁾	24.9才		27.2才	
平均出生年令第1子	25.9才		—	
“ 第2子 ¹⁾	28.1才		—	
平均寿命（0才余命） ²⁾	77.3才		72.1才	

1) 51年人口動態統計（厚生省）

2) 51年簡易生命表（厚生省）

○ 現在、婦人は平均して24.9才で結婚し、20代の後半に2児を生み終えている。（表1）

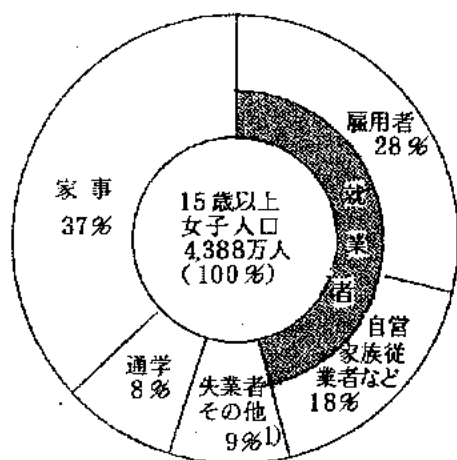
○ 学校卒業年令、結婚年令、長子出生年令は上昇しているが、出生児数が減ったため、末子出生年令は低下し、末子の結婚時年令も低下している。従って、その後夫死亡までの14.5年は夫婦で暮らす期間となる。

表2 我が国女性の家族周期のモデル (47年)

事 件	女 性 の 年 齢	
	過去 (昭15年)	現在 (昭47年)
出生	0	0
学校卒業	14.5	18.5
結婚	20.8*	23.1*
その時の夫年齢	24.8*	26.2*
卒業～結婚	(6.3)	(4.6)
長子出生	23.2*	25.3*
末子出生	35.5*	27.9*
出生児数	5*	2*
末子大学卒業	59.0	50.4
その時の夫年齢	△63.0	53.5
末子結婚①	△58.3	52.5
夫死亡	42.9	67.1
その時の夫の年齢	46.9	70.1
末子結婚～夫死亡	(△15.4)	(14.5)
死	49.6	75.5
夫死亡～死亡	(5.7)	(8.5)

*印は人口問題研究所「出産力調査」、学校教育は国勢調査および学校基本調査に、死亡は簡易生命表(0歳余命)による。
注) ()内は年数, △は余命後, ①は男女平均を示す。

図1 労働力状態別女子15歳以上人口



51年労働力調査(総理府)
1) 従業上の地位不詳を含む。

表3 女子有配偶者の就業状態別構成比の推移

区 分	35 年	45 年	51 年
	万人	万人	万人
15歳以上有配偶者数	1,863	2,456	2,825
	100.0%	100.0%	100.0%
労働力人口	46.6	48.3	45.7
就業者	46.5	48.0	45.2
農林業	29.2	14.9	9.3
非農林業	17.4	33.1	35.9
自営業主	3.1	5.7	5.0
家族従業者	5.9	9.1	8.4
雇用者	8.4	18.3	22.5
完全失業者	0.1	0.3	0.5
非労働力人口	53.4	51.6	54.0

35年, 45年国勢調査(総理府), 51年労働力調査(総理府)

表4 世帯の類型別構成比及び平均世帯人員の推移

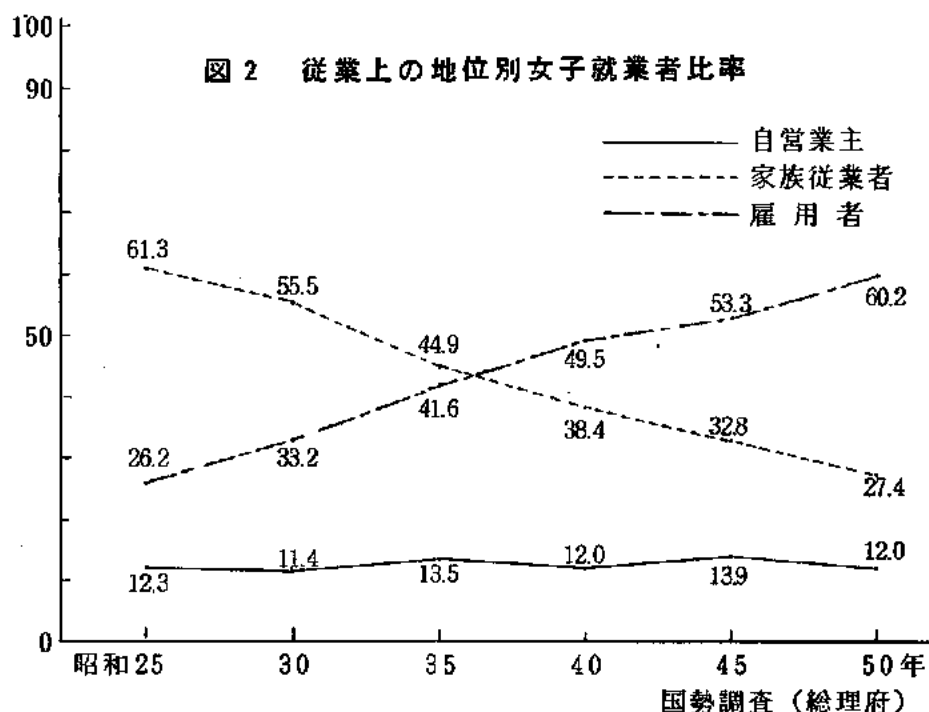
(%)

○ 核家族化がすすみ、平均世帯人数が3.44人になった。

普通世帯 総 数	親 族 世 帯			単独世帯	非 親 族 世 帯	平均世帯 人 員
	総 数	核家族世帯	そ の 他			
30年 100.0 (1,740)	96.1	52.8	43.3	3.4	0.5	4.97人
40年 100.0 (2,309)	91.9	62.6	29.2	7.8	0.4	4.05
50年 100.0 (3,127)	86.2	63.9	22.4	13.6	0.2	3.44

国勢調査(総理府)

注) 30年, 35年は1%抽出集計結果, 40年は2%抽出集計結果, 50年は全数集計結果



II 慣習をみなおし新しい生活態度をそだてましょう

法の下での男女の平等が基本的原理として保障され、職業や社会活動の面で婦人は大きな役割を果たすようになっていますが、地域社会、職場、家庭を問わず、婦人の能力や適性に対する偏見や固定的な男女の役割分担意識がまだ根強く、男女の平等を阻害する社会慣習がひろく残っています。

このことが、幼児期からのしつけを始め、教育、職業の選択、生涯の生き方についての決定にも大きく影響して、婦人の意識や行動を消極的なものとし、婦人の社会参加を低調にしている原因の一つとなっているといえましょう。

そこで、私達は、日常生活の中にある、身近な社会慣習のうち、男女の平等を阻害すると考えられるものについて、是正し、解消するために取り組みをすすめてゆくこととしています。

すでにいろいろな問題について、さまざまな方法で、活動している団体やグループがあります。そのいくつかを紹介します。

◎ 地域の共同作業（区役、賦役などと呼ばれる。農作業、植林の下刈作業、灌漑水路の土木作業等）に出た場合に、女性からは差額金を徴収する慣行を是正する活動に取り組んでいる婦人団体があります。

この婦人団体は、県下の婦人団体が、国際婦人年を記念して組織した協議会です。男女の平等をめざす活動の一つとして、この差額金の慣行の解消をとり上げ、実態調

査を行い、その結果をもとに取り組んでいます。

地域にあるこのような慣行は、長い間続いていたりと、農業経営のために必要であったりして、是正についても賛否両論がありました。しかし、この団体では、一々の意見について、自分達の意見を確認しながら一人一人の力をあわせて、活動を進めています。

その結果、この慣行をもつ地域は少なくなりましたし、知事をはじめ町村会長から「是正の指導をする」との確約を得るまでになっています。

- ◎ 農業協同組合や漁業協同組合の運営に婦人も参加し、貢献しようとする動きがあります。

沿岸の漁家では、漁獲は男、処理加工は女というように、五分五分で営漁が行われているのに、婦人は漁協の婦人部にしか入れず、運営に参加する理事の選挙権がないのは、不平等だということで、「婦人部にも選挙権を」と活動している婦人たちがあ

ります。婦人が、水産業協同組合法できめている、一定資格をもっているのに、正組合員になれないのは、不平等だということで訴訟を起した婦人達もあります。この婦人達は、訴訟の結果、正組合員になることが出来ました。

農業協同組合でも、農業に従事している婦人は、運営に参加できるはずだとして、正組合員になるために取り組んでいる婦人達があります。

- ◎ 町内会やPTA等地域の組織で役職を積極的にひきうける婦人達が出てきています。

町内会やPTA等地域の組織で活発に発言し、役職に就き、或いは適任者を推選して意見を反映させています。

政治や経済に関心をもち、様々な機会をとらえて勉強し、婦人自らの実力の涵養に努めています。その結果、「女のくせに生意気だ」とか「女だてらに」といった声が少なくなり、婦人が役職につきやすい環境ができてきました。

- ◎ 家庭で男の子と女の子をわけへだてなくしつけ、教育し、男女の固定的な役割分担意識をなくすように努めている婦人達がいます。

現在の父親像、母親像の源を探り、それが、童謡、童話、教科書の中にあることから、更に男女平等のかかわりを研究しているグループがあります。歴史的な背景を研究するために女性史研究会が、各地に出来て、その土地での特色あるテーマに取り組んでいます。これらの研究、発表の交流の場もできてきています。

また、女の子と男の子をわけへだてなくしつけ、教育して、家事でも話合いで双方に分担させている家庭もあります。

Ⅲ 国内行動計画

婦人問題企画推進本部（本部長 内閣総理大臣）は、昭和50年9月、国際婦人年世界会議における決定事項の国内政策への取入れ、その他婦人に関する施策の総合的かつ効果的な推進をはかるため、設けられました。

同本部は、今後10年間の展望に立って、我が国における婦人問題についての目標と課題を明らかにして、これに沿って施策を展開するために、昭和52年1月国内行動計画を策定しました。

施策の基本的方向とその展開 から

＊ 婦人が、その主体的選択によって、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ち得るよう、固定的な男女の役割分担意識を見直すとともに、婦人に対する不平等な慣行を是正し、婦人が多面的な責任を調和させつつ、その能力を十分に発揮することができるような社会環境を整備する。

この国内行動計画の前期の重点実施事項として、現在、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」を実施しているところです。この特別活動は、国内行動計画の具体化の第一歩として、公職を始め、各分野の政策・方針の決定への婦人の参加を促進するとともに、婦人の役割に対する社会一般の理解増進や婦人の実力の涵養等の社会的気運の醸成を目的としています。

☆婦人の政策決定参加を促進する特別活動参考資料☆

国会及び地方議会における婦人の状況

	議 員 総 数	婦 人 議 員 数	総数に対する 婦 人 の 割 合
国 会 議 員			
衆 議 院	511 ¹⁾ 人	7 人	1.4 %
参 議 院	252 ²⁾	15 ³⁾	6.0
地 方 議 会 議 員			
都 道 府 県 議 会	2,768 人	34 人	1.2 %
市 議 会	19,973	414	2.1
町 村 議 会	47,614	233	0.5
特 別 区 議 会	1,039	69	6.6

52年12月31日現在

（自治省選挙部調）

1), 2)は定数

3)は昭和53年2月5日補欠選挙後の結果

地方議会における婦人の状況

		昭和30年4月	昭和46年4月	昭和51年12月	昭和52年12月
都道府県議会	総数 (A)	2,613人	2,731人	2,807人	2,768人
	婦人 (B)	29	26	35	34
	B/A×100	(1.1%)	(1.0%)	(1.2%)	(1.2%)
市議会	A	9,972	19,403	20,062	19,973
	B	113	290	397	414
	B/A×100	(1.1)	(1.5)	(2.0)	(2.1)
町村議会	A	43,939	49,651	48,010	47,614
	B	206	198	232	233
	B/A×100	(0.5)	(0.4)	(0.5)	(0.5)
特別区議会	A		1,090	1,073	1,039
	B	—	70	71	6
	B/A×100		(6.4)	(6.6)	(6.6)
合計	A	56,524	72,875	71,952	71,394
	B	348	584	735	750
	B/A×100	(0.6)	(0.8)	(1.0)	(1.1)

(注) 30年は統一選挙結果であり、総数とは一致しない。

(自治省選挙部)

各種審議会等の委員における婦人の参加状況

	審議会総数	婦人を含む審議会数	総数に対する婦人を含む審議会の割合	委員総数	婦人委員数	総数に対する婦人の割合
昭和50年 1月1日現在	237 (246)	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
昭和51年 6月30日現在	236 (244)	73	30.9	5,555	146	2.6
昭和52年 4月1日現在	231 (244)	77	33.0	5,468	151	2.8

(内は調査当時委員を入選中のものを含めた数)

(総理府)

昭和53年1月1日現在では、総数に対する婦人の割合が3.2%となっている。

女性の意見を政治や行政に反映させるためには
どのようになれば効果があると思いますか

(%)

国会、県会、市町村議会に婦人が多くなる。	36.6
官公庁で女性管理職が多くなる。	6.5
審議会委員等の公職につく婦人が多くなる。	7.7
団体役員につく婦人が多くなる。	10.2
その他	1.4
不明	37.6

51年婦人に関する世論調査(総理府)

(注) 51年婦人に関する世論調査の調査対象者は20才以上の女性である。

婦人が社会活動に参加する方がよいと思いますか

(%)

○「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人でも、社会活動に参加する方がよいと考える人が72.3%ある。

	計	参加する 方がよい	参加しない 方がよい	わからない
男は仕事、女は家庭という考え方に 同感する	100.0 (4,134人)	—	—	—
同感しない	48.8 (2,018人)	72.3	17.7	10.0
不明	39.9 (1,651人)	80.1	9.9	10.0
	11.2	—	—	—

51年婦人に関する世論調査（総理府）

奉仕的活動の内容（主なもの）

(%)

している者		希望する者
54	青少年グループ、子供会の世話、婦人会・PTAなどの活動	37
19	自治会・町内会の世話	11
12	趣味の集りの世話	24
12	宗教団体のための活動	7
7	社会福祉施設への訪問、手助け	19
4	老人家庭、母子家庭、かぎっ子などの世話	14

2つ以上答えた者もある

51年婦人に関する世論調査（総理府）

子供のしつけを、男の子も女の子も同じようにするのがよいか

(%)

	計	男の子は男らしく 女の子は女らしく	同じように する	その他	わからない
男 (既婚)	100.0 (1,985人)	78.3	15.8	0.8	5.1
女 (既婚)	100.0 (14,587人)	74.8	19.4	0.4	5.4

48年婦人に関する意識調査（総理府）

男の子にも身のまわりのことができるようにしつけた方がよいか

(%)

	計	しつけた 方がよい	しつける 必要はない	不明
総数	100.0 (4,134人)	83.5	11.9	4.5
うち 既婚				
子供あり	100.0 (3,564人)	84.1	11.9	4.0
子供なし	100.0 (236人)	78.8	11.9	9.3

51年婦人に関する世論調査（総理府）

新聞を毎日読んでいますか

(%)

計		毎日読む	時々読む	読む小計	ほとんど読まない
男	100.0 (2,413人)	82.4	11.6	94.0	6.0
女	100.0 (16,645人)	57.3	26.5	83.8	16.2

関心の高い記事の種類

男	社 会	政治・外交	スポーツ	地 方	経 済	番 組	社説・論説
順 位	1	2	3	4	5	6	7
女	家 庭	社 会	地 方	番 組	投 書	政治・外交	社説・論説

48年婦人に関する意識調査（総理府）

Ⅳ 婦 人 週 間

労働省では、昭和24年から、わが国婦人が参政権をはじめて行使した4月10日を記念して、この日にはじまる1週間を「婦人週間」とし、婦人の地位向上のための特別活動を全国的に行ってきました。としは30回を迎えます。この間、毎年、婦人に関するその時々問題をテーマとして選び、運動をすすめることとしています。

昭和20年代は、戦後の新憲法をはじめ、これに盛られた男女平等の基本的な考え方に基づく民法、労働関係の法律など、新しい婦人の地位が示されました。その周知をはかるとともに、“家庭から職場から封建性をなくしましょう”といった社会の民主化また“婦人の実力の涵養”といった女性自身の努力による成長に重きをおいて定めました。

昭和30年代には、急速に変動しながら近代化する社会における婦人の役わりを“婦人の力を役立たせる”として、各分野の問題に関連させてとりあげました。

昭和40年代には、成長してきた女性たちが、さらにその能力を生かすよう“婦人の能力をいかす”として呼びかけ、個人として、あるいは、社会の一員としての生き方や、社会参加の家庭責任の調和ということに重点をおきました。

昭和50年からは、国連の主唱する“国際婦人年”に引き続き「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」の啓発活動の一環として「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」をテーマに実施しています。

としは、上記テーマの下に「慣習をみなおし 新しい生活態度をそだてる」を重点としています。